

有限会社 ジー・シー・オー
環境経営レポート



®環境省

エコアクション21

認証番号0002257

運用期間 2023年1月～2023年12月

発行日:2024年2月 10日

目次

【1】組織の概要と対象範囲	3
【2】許可内容と施設の概要	4
【3】受託した産業廃棄物の処理量	5
【4】産業廃棄物処理フロー図	6
【5】環境経営方針	7
【6】環境経営目標	8
【7】環境経営計画	9
【8】環境管理組織体制	10
【9】環境経営目標の実績	11
【10】環境経営計画の取り組み結果とその評価	12
【11】次年度の環境経営目標及び環境経営計画	13
【12】環境関連法規等の遵守状況の確認及び違反・訴訟等の有無	14
【13】代表者による全体評価と見直し・指示	15

【1】 組織の概要と対象範囲

[1] 事業社名及び代表者名

- ・有限会社ジー・シー・オー
代表取締役 大西 良樹

[2] 所在地

- ・〒791-0201 愛媛県東温市山之内甲389-1番地

[3] 環境管理責任者及び担当者の連絡先

- ・環境管理責任者及び担当者 大西 良樹
- ・TEL : 089 - 955 - 0538 FAX : 089 - 964 - 2578
- ・e-mail gco@y7.dion.ne.jp

[4] 事業内容

産業廃棄物中間処理業、産業廃棄物収集運搬業、
有機物のリサイクル化事業の研究

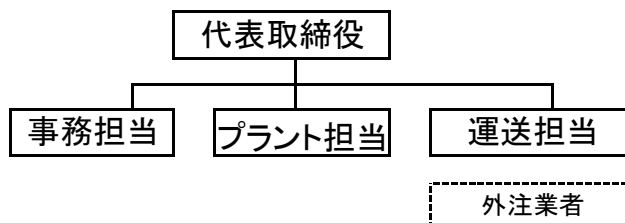
[5] 事業規模

- ・資本金 500万円
- ・設立 平成13年5月22日
- ・年間売上 81(百万円)／2022年度
- ・総従業員 9名
- ・事業所の延面積 1832.81 m²
- ・産業廃棄物中間処理実績 (14,324.8) t
- ・産業廃棄物収集運搬実績 (419.16) t

[6] エコアクション21の対象範囲

- ・有限会社ジー・シー・オー 本社

[7] 組織図



【2】 許可内容と施設の概要

[1] 許可の内容一覧

産業廃棄物処分業 (愛媛県)	許可番号	許可年月日	有効期限
	第03822126706号	令和3年4月18日	令和8年4月17日
	事業区分(中間処分/破砕処分) ・①②⑧⑨⑩⑭		

産業廃棄物収集運搬業 (愛媛県)	許可番号	許可年月日	有効期限
	第03812126706号	令和3年7月7日	令和8年7月6日
	事業区分 ・①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯		

中間処理施設

設置場所	処理能力	処理方法	保管面積/保管容量
愛媛県東温市山之内 甲389番地1	①1,040t/日②696t/日	破砕	371.5m ² /1075.39m ³
	①536t/日②360t/日		
	⑧2.07t/日 ⑨1.87t/日	破砕	6.84m ² /8.2m ³
	⑭3.53 t/日 ⑩2.53t/日		

積替保管施設

設置場所	面積	高さ	保管上限
愛媛県東温市山之内 甲389番地1	⑧ 33.08m ²	1.1m	27.49m ³
	⑭ 36.29m ²	1.0m	27.81m ³
	※ ②⑧⑭ 0.24m ²	0.88m	0.21m ³
	※ ③⑦⑭ 0.06m ²	0.35m	0.02m ³

□ 廃棄物の種類

- ①がれき類、②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、③汚泥、④廃油
⑤廃アルカリ、⑥廃酸、⑦燃え殻、⑧廃プラスチック、⑨紙くず、⑩木くず、
⑪繊維くず、⑫動物性残さ、⑬ゴムくず、⑭金属くず、⑮鋳さい、⑯動物のふん尿
※は水銀使用製品産業廃棄物を含む

収集運搬車輛

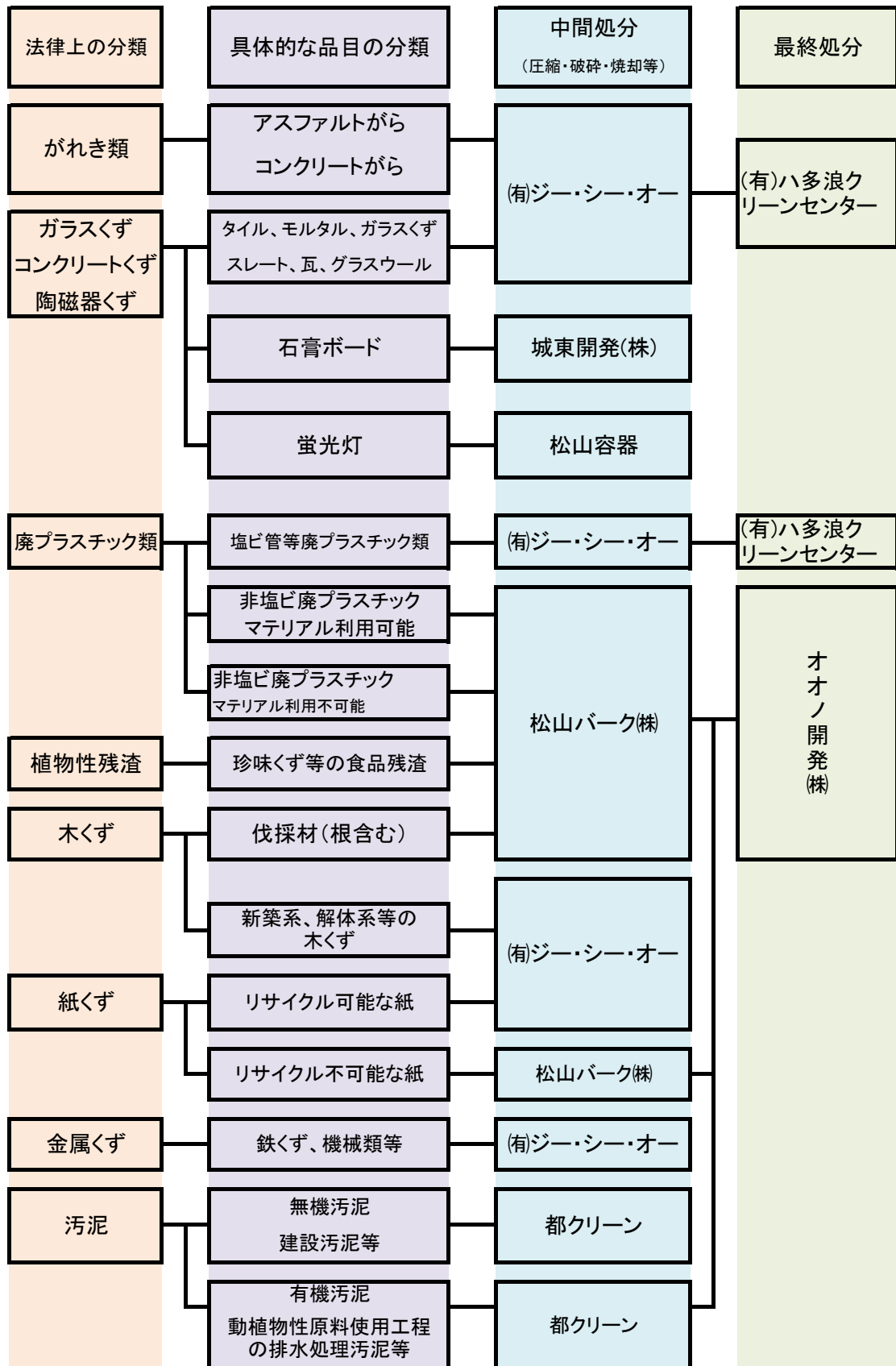
自動車登録番号	車体形状	最大積載量	車検有効期間
愛媛130 さ 7575	脱着装置付コンテナ	3,650kg	令和7年3月5日
愛媛100 は 1117	脱着装置付コンテナ	8,400kg	令和7年3月10日
愛媛100 す 9321	キャブオーバー(クレーン付)	3,800kg	令和6年5月30日
愛媛100 せ 846	4tダンプ	4,000kg	令和6年4月18日

【3】 受託した産業廃棄物の処理量

2023年(1月～12月)

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)	
(i) 収集運搬	コンクリートがら		13.40	
	がれき類		241.90	
	ガラス・陶磁器くず		5.30	
	金属類		26.31	
	紙くず		5.60	
	木くず		29.30	
	廃プラスチック類		91.90	
	As・Co塊		0.15	
	混載(安定型埋め立て)		5.30	
収集運搬量合計			419.16	
(ii) 中間処理	コンクリートがら	破碎	1,454.50	
	がれき類	破碎	9,847.50	
	ガラス・陶磁器くず	破碎	2,865.60	
	金属くず	選別	23.50	
	紙くず	選別	3.70	
	木くず	破碎	29.00	
	As・Co塊	破碎	50.30	
	廃プラスチック類	破碎	50.70	
うち 再資源化等	コンクリートがら	破碎・選別後路盤材化	1,454.50	
	がれき類	破碎・選別後路盤材化	9,423.50	
	ガラス・陶磁器くず	破碎・選別後路盤材化	2,865.60	
	金属くず	破碎	23.40	
	紙くず	再資源化	3.70	
	廃プラスチック類	破碎	16.70	
	As・Co塊	破碎固形化	50.30	
	木くず	選別後チップ化	29.00	
再資源化等量小計			13,866.70	
中間処理合計			14,324.80	
(iii) 最終処分	混合廃棄物	安定型埋立処分(委託)	5.30	
最終処分量合計				
(iv) 中間 処理後の 産業廃棄物	最終処分	がれき類	安定型埋立(委託)	130.00
		がれき類	管理型埋立(委託)	294.00
		廃プラスチック類	安定型埋立(委託)	34.10
	再資源化等	コンクリートがら	選別後路盤材他	1,454.50
		がれき類	選別後路盤材他	9,423.50
		ガラス・陶器くず	選別後路盤材他	2,865.60
		金属くず	破碎	23.40
		紙くず	再資源化	3.70
		木くず	選別後チップ化	29.00
		As・Co塊	破碎固形化	50.30
廃プラスチック類	破碎	16.70		
再資源化等量小計			13,866.70	
中間処理後処分量合計			14,324.80	

【4】 産業廃棄物処理フロー図



【5】環境経営方針

（1）基本理念

当社は、企業活動と地域環境との調和をめざし、また環境維持活動を社会的使命と考え、環境保全に積極的に関わり、良き企業市民としての社会的責任を果たしていきます。

（2）行動指針

当社は、事業そのものを環境維持活動・循環型社会の形成と位置付け、企業活動全般において、以下のことに自主的に取り組みます。

- 1 環境関連法規制等を遵守します。
- 2 事業活動において、使用エネルギーの低減化を行うことにより、二酸化炭素排出の低減化に取り組みます。
- 3 リサイクルに関わり、廃棄物の再利用、再生利用及び付加価値をつけることにより、廃棄物の発生と資源消費の削減を図ります。
- 4 地下水・雨水の有効利用と、節水設備の工夫に関わり、使用水の節水と場内排水量ゼロ化を目指します。
- 5 エコアクション21を全員参加で取り組み、継続的改善活動を展開します。
- 6 環境経営方針は、社員教育や日々の事業活動を通じて全従業員に周知します。
- 7 地域社会への情報公開に努め、地域と一体となった活動を推進します
- 8 社会貢献を推進します。（周辺環境の保全・産業廃棄物協会の奉仕活動）
- 9 環境経営レポートを一般に公開します。

制定：2007年 9月 1日

改訂：2021年 5月 1日

有限会社 ジー・シー・オー

代表取締役 大西 良樹

【6】環境経営目標

○中・長期目標

項目	単位	基準値	2023年度	2024年度	2025年度
基準値比目標			0.5%減	1.0%減	1.5%減
産業廃棄物総取扱量	t	13,340	—	—	—
二酸化炭素排出量削減	排出量	kg-CO2	178,265	177,374	176,482
	原単位	kg-CO2/t	13.4	13.3	13.3
事業所廃棄物排出量削減	kg	144	143	143	142
受託した産業廃棄物リサイクル率	%	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上

※基準値は2020年～2022年度実績を基に策定。

※CO2排出量の目標は仕事の種類の増減により左右されるため選択とする。

原単位は二酸化炭素排出量を分子とし、総取扱量を分母として算出。

※電力調整後排出係数は0.575(kg-CO2/kWh)を適用。(2022年1月四国電力公表)

※水は雨水を利用しており、自然環境により影響されるので環境目標より外すが、環境活動は継続する。

※化学物質の使用はありません。

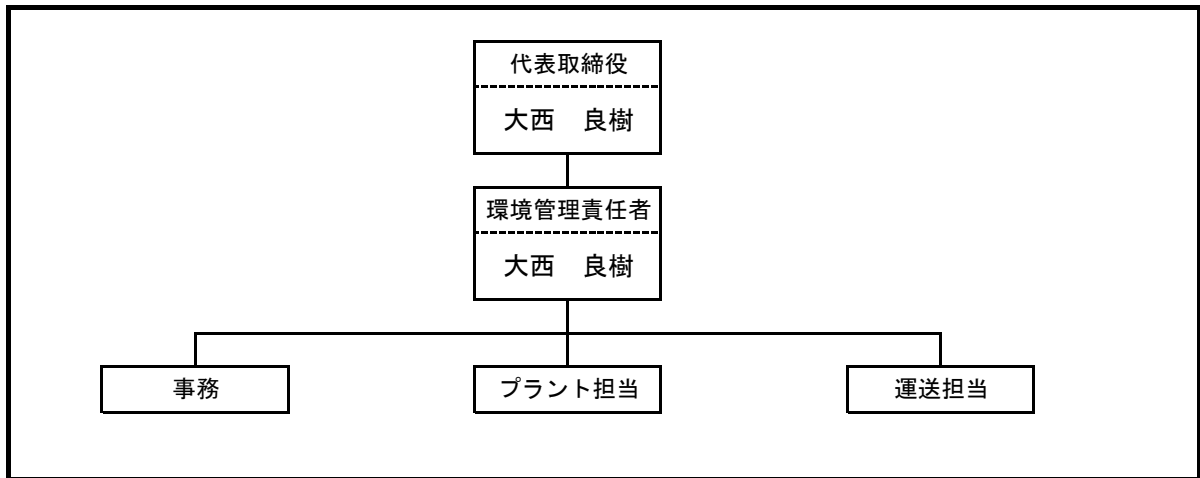
○今年度は2023年度目標に取り組む

【7】 環境経営計画

○環境経営計画

項目		具体的実施項目
二酸化炭素 排出量削減	電気	①不要な照明を消す ②エアコンの定期点検清掃実施 ③LED交換を推進
	ガソリン・ 軽油	①タイヤの空気圧や各種点検等車両の定期点検実施 ②法定速度の遵守 ③走行コースの効率化
水使用量削減		①不必要な水を使わない ②雨水の再利用推進 ③粉塵対策の散水の効率化を図る
事業所廃棄物排出量削減		①無駄なコピーの削減 ②段ボールの再利用
受託した産業廃棄物 リサイクル率		①分別の徹底を実施 ②受入時、顧客の協力依頼による管理埋立て発生抑制 ③混合廃棄物の排出量の把握 ④再利用、再生利用、有価資源化の検討

8】環境管理組織体制



	役割・責任・権限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施に必要な、人、設備、費用、時間を準備 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知 ・全従業員に対する教育・訓練の実施 ・環境経営目標、環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直し・指示を実施 ・特定された緊急事態への対応マニュアルの承認 ・環境経営レポートを確認し、承認 ・環境関連法規等取りまとめ表の承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境経営目標、環境経営計画書を作成 ・環境経営レポートの作成 ・特定された緊急事態への対応マニュアル作成 ・問題点の発見、是正、予防処置の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
事務	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・環境負荷の自己チェック及び、環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計
プラント担当 運送部担当	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

【9】 環境経営目標の実績

○2023年度実績

項目	単位	基準値	目標	実績	達成率 (%)	評価	
基準値比目標			0.5%減				
産業廃棄物総取扱量	t	13,340	—	14,744			
二酸化炭素排出量削減	排出量	kg-CO2	178,265	177,374	168,441	105%	○
	原単位	kg-CO2/t	13.4	13.3	11.4	117%	○
事業所廃棄物排出量削減	kg	144	143	120	119%	○	
受託した産業廃棄物リサイクル率	%以上	95%	95%	96.8%	102%	○	

○達成 ×未達

※基準値は2020年～2022年度実績を基に策定。

※CO2排出量の目標は仕事の種類の増減により左右されるため選択とする。

原単位は二酸化炭素排出量を分子とし、総取扱量を分母として算出。

※電力調整後排出係数は0.575(kg-CO2/kWh)を適用。(2022年1月四国電力公表)

※水は雨水を利用しており、自然環境により影響されるので環境目標より外すが、環境活動は継続する。

※化学物質の使用はありません。

○コメント

二酸化炭素排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・達成の要因は、電気使用量は増えたが軽油使用量が前年と比較しても10%ダウンしたことに対し、がれき類の収集運搬が大幅に増えた事と持ち込みのコンクリート殻とがれき類が増えた事で扱い量が増えた事が二酸化炭素排出量の原単位の目標達成となった。 ・電気使用量は、前年(17,111kWh)に比べ23,994kWhと大幅に増加した。原因は、新しく増設した応接室でのデスクワークが増えた事と、機械開発事業の実験並びに加熱水蒸気を使った研究実験が動き出した。 ・軽油使用量は売り上げが減少したこともあるが前年と比べても10%すくない。
事業所廃棄物排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボールの廃棄は増加傾向にあるが、ペーパーレスへの取り組みで目標は達成。
受託した産業廃棄物リサイクル率	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み4項目の内、分別の徹底と受け入れ時の顧客の協力によりが大きく、前年に引き続き目標は達成している。

【10】 環境経営計画の取り組み結果とその評価

項目		具体的実施項目	1月～6月	7月～12月	評価
二酸化炭素 排出量削減	電気	①不要な照明を消す	○	○	○
		②エアコンの定期点検清掃実施	○	○	○
		③LED交換を推進	○	○	○
	ガソリ ン・軽油	①タイヤの空気圧や各種点検等車両の定期 点検実施	○	○	○
		②法定速度の遵守	○	○	○
		③走行コースの効率化	○	○	○
水使用量削減		①不必要な水を使わない	○	○	○
		②雨水の再利用推進	○	○	○
		③粉塵対策の散水の効率化を図る	○	○	○
事業所廃棄物 排出量削減		①無駄なコピーの削減	○	○	○
		②段ボールの再利用	○	○	○
受託した産業廃棄物 リサイクル率		①分別の徹底を実施	○	○	○
		②受入時、顧客の協力依頼による管理埋立 て発生抑制	○	○	○
		③混合廃棄物の排出量の把握	○	○	○
		④再利用、再生利用、有価資源化の検討	○	○	○

○実施 △一部できていない ×実施できていない

実施項目	評価に対するコメント
電気使用量の削減	・事務所がプレハブであり、作業環境を考えるとエアコンの使用は増えているが3項目の取り組みは出来ている。特にLED化の推進は実施。
ガソリン・軽油使用量の削減	・経営の生命線であり、又、燃料費が高騰している中、3項目は徹底して取り組んだ。
水使用量削減	・地下水と雨水の活用であるが、意識した取り組みは出来ている。
事業所廃棄物 排出量削減	・コピー時の無駄な打ち出しは意識することで出来ている。定期的に出る段ボールも再資源化している。
受託した産業廃棄物 リサイクル率	・取り組み4項目の内、分別の徹底と受け入れ時の顧客への働きかけの継続に重点を置いたが、他の2項目も出来ている。

【11】次年度の環境経営目標及び環境経営計画

○次年度の環境経営目標は、2024年度目標に取り組む

○環境経営計画

項目		具体的実施項目
二酸化炭素 排出量削減	電気	①不要な照明を消す ②エアコンの定期点検清掃実施 ③LED交換を推進
	ガソリン・ 軽油	①タイヤの空気圧や各種点検等車両の定期点検実施 ②法定速度の遵守 ③走行コースの効率化
水使用量削減		①不必要な水を使わない ②雨水の再利用推進 ③粉塵対策の散水の効率化を図る
事業所廃棄物排出量削減		①無駄なコピーの削減 ②段ボールの再利用
受託した産業廃棄物 リサイクル率		①分別の徹底を実施 ②受入時、顧客の協力依頼による管理埋立て発生抑制 ③混合廃棄物の排出量の把握 ④再利用、再生利用、有価資源化の検討

【12】 環境関連法規等の遵守状況の確認及び違反・訴訟等の有無

法令等の名称	適用される要求事項	法規制等取りまとめ表記載			
		義務	責務	遵守状況	
基本・一般	○環境基本法	<ul style="list-style-type: none"> ■環境の保全について、基本理念を定め、事業者等の責務を明らかにする。 ■事業者の責務(ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置を講ずる。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減に努める。) 		○	遵守
	○資源の有効な利用の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、使用済み物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずる。 ■事業者の責務(原材料等の使用の合理化、再生資源及び再生部品を利用に努める。) 		○	遵守
	○循環型社会形成推進基本法	<ul style="list-style-type: none"> ■循環型社会の形成について基本原則を定め、事業者等の責務を明らかにする。 ■事業者の責務(原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずる。原材料等が循環資源となった場合には自ら適正に循環的な利用を行い、若しくは適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する。) 		○	遵守
	○地球温暖化対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を推進するための措置を講ずること等により地球温暖化対策の推進を図る。 ■事業者の責務(温室効果ガス排出の抑制に努める。国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力する。) 		○	遵守
廃棄物	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■産業廃棄物処理業の許可(愛媛県、松山市) ■産業廃棄物処理施設の設置許可(愛媛県、東温市) ■産業廃棄物収集運搬業の許可(愛媛県、松山市) ■技術管理者の設置(中間処理施設) ■産業廃棄物処理基準の遵守 収集運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動による生活環境の保全支障がないように必要な処置をする。 ・収集運搬車両の掲示・書類の備え付け ■マニフェストの管理(5年間保管) 		○	遵守
	○家電リサイクル法	■TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄		○	遵守
	○グリーン購入法	■事業者の責務		○	遵守
	○使用済自動車の再資源化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車の所有者の責務 ■自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務 		○	遵守
	○大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ■一般粉じん発生施設の届け出 ■使用及び管理基準の遵守 		○	遵守
	○フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none"> ■特定製品(事務所使用エアコン、冷蔵庫等)の整備・廃棄時のフロン回収・破壊 ■引取証明書による回収・破壊の工程の確認 ■業務用エアコンの適正管理 		○	遵守
	○悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> ■規制基準の遵守義務 ■事故時の措置と報告 ■自治体による測定 		○	遵守
○騒音規制法	■特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守		○	遵守	
○振動規制法	■特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守		○	遵守	
その他	○労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ■労働安全衛生の推進 ■労働安全衛生推進者の選任 		○	遵守
	○消防法	<ul style="list-style-type: none"> ■消防用設備の設置 ■消防用設備等の点検と報告 		○	遵守

自治体条例等

自治体条例等の名称	適用される要求事項	法規制等登録簿記載要否		
		義務	責務	遵守状況
愛媛県環境基本条例	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者の責務(第6条) ■廃棄物の適正処理、環境負荷の低減、環境保全に努める。 		○	遵守
愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ■産業廃棄物の適正処理 ■産業廃棄物の発生抑制、再利用、再資源に努める ■組織化を図り、産業廃棄物の適正処理に関する知識の研鑽と技術の向上に努める ■経営の健全化を図る ■関係地域住民の同意を得る ■保管・積立施設若しくは処理施設設置の立地基準を遵守する 		○	遵守
東温市廃棄物処理及び清掃に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の適正処理 ■廃棄物の再生利用等を実施 ■廃棄物の減量及び適正な処理の確保に対し、市の施策に協力する。 		○	遵守

2024年1月20日 法適用及び遵守のチェックを行いました。なお環境関連法規等の逸脱はありませんでした。

又、関係当局からの違反等の指摘は過去3年間ありません。

【13】 代表者による全体評価と見直し・指示

環境経営目標は全項目達成することが出来た。二酸化炭素排出量削減は、電気使用量は新設した応接室をデスクワークに使用したことで機械開発事業の実験、並びに加熱水蒸気を使った研究実験が動き出したことで、前年に比べたら大幅に増加したが、売り上げの減少もあり軽油使用量が削減したことにより、電気使用量の増加を軽油によりカバーし、大幅な削減となった。原単位では、収集運搬量が前年(200.26t)に比べ419.16tと二倍に増加したことと中間処理量も増え、分母が増え分子が削減したことで達成となった。

収集運搬量が前年二倍となったのは、がれき類の収集量が前年4倍となったことが大きい。他の廃棄物は前年ダウンしている。中間処理場でもコンクリート殻とがれき類の持ち込みが増えている。このことにより分母の扱い量が大幅に増えている。

環境経営計画は、オフィス環境を考慮し新たな取り組みを実施したが、社員の意識により全項目計画通り実施されている。

次年度の環境経営目標は、新たに中・長期目標を策定した2024年度の目標に取り組む。環境経営計画は定着の方向にあり、習慣化するまで継続する。環境経営方針と実施体制は継続する。

昨年は、愛媛大学大学院の教授と愛媛大学名誉教授、株式会社環境・エネルギー技術研究所とのコラボレーションにより研究発表の場を得たが、今後も環境保全活動に積極的に取り組み、良き企業市民として社会責任を果たしていきたい。

2024年2月12日

代表取締役

大西 良樹